

# 内部統制システムの新潮流と課題

同志社大学監査制度研究会と  
日本監査役協会関西支部監査実務研究会との  
共同研究報告書

平成17年7月21日

(社)日本監査役協会関西支部

・はじめに	1
・法的観点からみた内部統制システム	4

ここでは、内部統制システムの意義について、法的な側面から検討を加える。

まず、我が国において内部統制システムに関する法的な議論がどのように展開されてきたのかを確認したうえで、会社役員の義務・責任および種々の開示規制と内部統制システムとの関係を、米国の議論を参照しつつ分析する。さらに、最近の動きとして、米国での内部統制監査における会計監査人の役割の変化、及び2004年にCOSOが公表した企業のリスク管理体制に関するレポートを紹介する。

- 1 . 内部統制システムの意義（総論）			
	同志社大学大学院 法学研究科 教授	川口 恭弘	4
- 2 . 内部統制システムの設置・維持の法的意義			
	同志社大学大学院 法学研究科 教授	森田 章	14
- 3 . 内部統制システムに関する役員の権限・義務・責任			
	同志社大学 法学部 助教授	伊藤 靖史	26
- 4 . 内部統制システムに関する米国取締役の義務・責任			
	改正連邦量刑ガイドラインと判例法を参考に		
	大阪市立大学大学院 法学研究科 助教授	釜田 薫子	36
- 5 . 内部統制の開示に関する法規制について			
	大阪市立大学大学院 法学研究科 助教授	小柿 徳武	45
- 6 . 米国監査法人による内部統制関連業務			
	監査法人トーマツ パートナー	松内 秀樹	53
- 7 . 企業リスク管理の統合的枠組み			
	2004年COSO報告書の概要		
	同志社大学 法学部 専任講師	松尾 健一	58
- 8 . 財務報告の信頼性確保に向けた制度強化の動向と課題			
	監査法人トーマツ パートナー	松内 秀樹	66

・実務における内部統制システム .....	73
-----------------------	----

ここでは、内部統制システムの理論的な部分を取り上げてきた。に続いて、実務の観点で内部統制システムを取り上げる。

ここではまず、「構築・運用」という執行部の役割と「監査」といういわゆる三様監査の役割に分けて、その担い手別に記述する。その後、監査役として社長へ提言するに当たり特に留意しておくべきこと、内部統制システム構築・運用・監査に当たって現実に定められているまたは定められようとしているルールを実務に役立つよう記述している。

- 1 . 内部統制システム構築への取り組み .....	73
- 1 - ( 1 ) 取締役会 .....	73
- 1 - ( 2 ) 取締役 .....	76
- 1 - ( 3 ) 代表取締役社長 .....	78
- 2 . 内部統制システム監査への取り組み .....	83
- 2 - ( 1 ) 内部監査部門 .....	83
- 2 - ( 2 ) 監査法人 .....	93
- 2 - ( 3 ) 監査役 .....	95
- 3 . 監査役から社長への提言 .....	103
- 4 . 内部統制システムの根拠ルール .....	109
・おわりに .....	126
(備考) .....	128

#### 報告書公表にあたって

本報告書は、最近の内部統制システムの構築・運用とその監査における研究会としての考えを取り纏めたものであり、直ちに監査実務を拘束するものではない。

今後の監査役各位の監査業務の参考となれば幸いである。

## 凡例

### (部、章、節)

本報告書では、 . の単位を「部」、 - 1 . の単位を「章」、 - 1 - ( 1 ) の単位を「節」とそれぞれ呼称することとした。

### (引用時における法令名略語)

商	商法
商特	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
商則	商法施行規則
民	民法
証取	証券取引法
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令

注 : - 4 . 内部統制システムの根拠ルールにおいては、条文等の確認のために単独で使用する場面を想定し、敢えて略語を用いていないところがある。

### (判例、論文等の引用)

同じ章内において同一判例、論文等を用いる場合には、基本的に「前掲」と記載することとした。